

野田市告示第 37 号

野田市指定特定相談支援事業者等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 30 及び児童福祉法第 24 条の 37 の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 17 日

野田市長 鈴木 有

| | | |
|---|---------------------------------------|--|
| 1 | 指定等に係る指定特定相談支援事業者等の 名称及び主たる事務所の所在地 | 一般社団法人フルール 野田市目吹 1459 番地の 1 |
| 2 | 指定等に係る事業所の名称及び所在地 | 相談支援センターあどら 野田市山崎 2694 番地ビュハレ野田梅郷 A-202 |
| 3 | 指定等の年月日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| 4 | 指定等に係る指定計画相談支援又は 指定障害児相談支援の種類 | 特定相談支援事業 |
| 5 | 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 6 | 事業所番号 | 特定相談支援事業所 番号 1232000172 |